

公衆浴場以外の公衆浴場の入浴料金については、前項の規定は、適用しない。

(生活衛生課)

富山県告示第104号

指定居宅サービス事業者の廃止の届出について

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者から同法第75条第2項の規定により次のとおり廃止の届出があったので、同法第78条第2号の規定により公示する。

令和5年3月8日

富山県知事 新 田 八 朗

| | | |
|---------------|-----------|-----------------|
| 事業者の名称 | | なんと農業協同組合 |
| サービスの種類 | | 訪問介護 |
| 事業所 | 名称 | J Aなんと指定訪問介護事業所 |
| | 所在地 | 南砺市理休 190番地 1 |
| | 介護保険事業所番号 | 1672000047 |
| 廃止の届出を受理した年月日 | | 令和5年2月16日 |

富山県告示第105号

道路の区域変更について

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において3月8日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和5年3月8日

富山県知事 新 田 八 朗

| 道路の種類 及び路線名 | 区 間 | 変 更 前後別 | 記号 | 敷地の幅員 メートル | 延 長 メートル | 縦覧場所 |
|------------------------|------------------------------|------------|----|--------------------|-------------|-----------------------------|
| 県道 入善朝日線 | 下新川郡朝日町元屋敷字 大和倉1950番6地先から | 変更前 | | 最大 9.1 最小 6.7 | 164.5 | 新川土木 センター 入善土木 事務所 |
| | 下新川郡朝日町宮崎字上 ノ山 149番27地先まで | 変更後 | | 最大 16.8 最小 14.1 | 164.5 | |
| 県道 中山田家新線 | 黒部市田家野1089番から | 変更前 | | 最大 11.3 最小 5.5 | 531.8 | 新川土木 センター 入善土木 事務所 |
| | 黒部市田家野1057番まで | 変更後 | | 最大 14.6 最小 10.2 | 531.8 | |
| 県道 富山庄川小矢 部自転車道線 | 射水市水戸田5721番から | 変更前 | | 最大 12.8 最小 11.4 | 310.8 | 高岡土木 センター |
| | 射水市水戸田5724番まで | 変更後 | | 最大 7.4 最小 5.8 | 470.2 | |
| 一般国道 156号 | 砺波市庄川町小牧字矢ヶ 瀬66番3から | 変更前 | | 最大 20.1 最小 16.3 | 119.1 | 砺波土木 センター |
| | 砺波市庄川町小牧字矢ヶ 瀬67番5まで | 変更後 | | 最大 71.4 最小 17.3 | 119.1 | |
| 一般国道 359号 | 砺波市正権寺字庄山谷 5092番4から | 変更前 | | 最大 20.9 最小 18.8 | 10.0 | 砺波土木 センター |
| | 砺波市正権寺字庄山谷 5092番4まで | 変更後 | | 最大 22.2 最小 18.8 | 10.0 | |

理機構から農地を利用する権利の設定に関し、裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和5年3月8日

富山県知事 新 田 八 朗

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

| 所在及び地番 | 地目 | 面積 |
|------------|----|--------|
| 魚津市黒沢47番 | 田 | 2,434㎡ |
| 魚津市黒沢48番 | 田 | 523㎡ |
| 魚津市黒沢 269番 | 田 | 1,287㎡ |
| 魚津市黒沢 270番 | 田 | 1,405㎡ |

2 申請に係る農地の利用の現況

農地法第33条第1項に規定する「耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして農林水産省令で定める農地」に該当する。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

| 農地を利用する権利の始期 | 存続期間 | 借賃に相当する補償金の額 |
|--------------|------|--------------|
| 令和5年6月30日 | 5年 | 54,225円 |

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和5年3月22日

(2) 提出先

〒930-0004 富山市桜橋通り5番13号 富山興銀ビル10階

富山県農林水産部農業経営課

(電話 076-444-3269)

(3) 記載事項

- ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

6 農地中間管理機構からの依頼により以下事項について、公告する。

当該農用地については、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業である機構関連事業（土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条の3第1項の土地改良事業をいう。）が行われることがある。機構関連事業の内容、留意事項については以下のとおり。

機構関連事業の対象となる農用地等は、農地中間管理機構の借受期間が機構関連事業の計画の決定（公告）時から15年以上あるものである。

監査の結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、令和5年1月に富山県監査委員監査基準に準拠し実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和5年3月8日

| | | |
|---------|-----|-----|
| 富山県監査委員 | 筱 岡 | 貞 郎 |
| 富山県監査委員 | 永 森 | 直 人 |
| 富山県監査委員 | 天 坂 | 幸 治 |
| 富山県監査委員 | 高 橋 | 正 樹 |

1 県の機関

(1) 監査対象箇所

経営管理部 職 員 研 修 所

監 査 年 月 日

令和5年1月30日

| 監査対象箇所 | | 監 査 年 月 日 |
|---------|---------------------|-----------|
| 生活環境文化部 | 消 費 生 活 セ ン タ ー | 令和5年1月31日 |
| 農林水産部 | 東 部 家 畜 保 健 衛 生 所 | 令和5年1月27日 |
| 教育委員会 | 県 立 図 書 館 | 令和5年1月26日 |
| 同 | 滑 川 高 等 学 校 | 令和5年1月26日 |
| 同 | 富 山 高 等 学 校 | 令和5年1月26日 |
| 同 | 富 山 工 業 高 等 学 校 | 令和5年1月31日 |
| 同 | 富 山 商 業 高 等 学 校 | 令和5年1月31日 |
| 同 | 富 山 い ず み 高 等 学 校 | 令和5年1月31日 |
| 同 | 高 岡 高 等 学 校 | 令和5年1月27日 |
| 同 | 志 貴 野 高 等 学 校 | 令和5年1月27日 |
| 同 | 富 山 視 覚 総 合 支 援 学 校 | 令和5年1月23日 |
| 同 | 富 山 聴 覚 総 合 支 援 学 校 | 令和5年1月24日 |
| 公安委員会 | 滑 川 警 察 署 | 令和5年1月26日 |

(2) 監査対象年度

令和3年度及び令和4年度

(3) 監査結果

財務に関連する事務事業の執行等が適正かつ効率的に行われているか等について、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査したところ、大方の監査対象箇所において、おおむね適正に行われていると認められたが、一部において次のとおり留意改善すべき事項があったので、今後、一層適正な執行に努められたい。

<<注意事項>>

ア 時間外勤務手当等の支給に誤りがあった。(2箇所)

イ 公有財産管理システムに登録する金額に誤りがあった。